

只見町に戻ってくると奨学金の返還免除!

現在の只見町奨学金利用者も免除対象!

新しい奨学金の
制度です!!

只見町みらいの人財育成奨学資金募集開始

これまでの「只見町奨学資金貸与制度」を見直し、新たに「只見町みらいの人財育成奨学資金」としてスタートします! (※只見町農業後継者育成資金制度は廃止になります。)

新制度の特徴



©Tadami

- ①将来只見町に戻ってくれば、年度ごとに上限の範囲内で返還を免除
既存の「只見町奨学資金」の貸与を受けている方も同様に年度ごとの免除に
- ②大学、短大、専門学校等の様々な学部に対応
- ③貸与額の増額→支度金として一律 30 万以内。月額 は 4 万円以内
(高校生は、月額 12,000 円以内)
- ④据置期間を、卒業後 6 ヶ月から満 30 歳に到達する年まで設定可能に
- ⑤返還期間が 8 年以内から 10 年以内に



応募資格

- (1) 只見町内に 3 年以上引き続き住所を有し、只見町立中学校を卒業し、向学の意志のある者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の規定に基づく高等学校、短期大学、大学又は専修学校に進学、又は在学する者
- (3) 品行が正しく、学術にすぐれた、学生、生徒であること。
- (4) 貸与申請時に必要となる連帯保証人、生計維持者が只見町内に住所を有する者

貸与金額

- ★高等学校
→月 12,000 円以内
- ★4 年制大学、短大、専門学校等
→月 40,000 円以内
- ★入学支度金(高校除く)
→入学時のみ 300,000 円以内

申請手続きから採用まで

- 1. 申請書を取得(只見町教育委員会、只見町役場窓口、町 HP などに準備してあります)
- 2. 要項(募集のしおり)に基づいて、必要書類をそろえて只見町教育委員会へ提出
(令和 4 年度入学の奨学資金予約申込 R4.2.16 必着)
- 3. 一次審査: 必要書類がそろっているかを審査
- 4. 二次審査: 本人との面接を実施
- 5. 採用、または不採用を決定し、申請者へ書面にて通知

※上記申込期限を過ぎて進路が決定した場合なども申し込みができます。

入学前に早めにお申込みください。また年度途中から利用したい方の申請受付も随時行っております。
ご不明な点は下記教育委員会までご連絡ください。



©Tadami

只見町教育委員会 学校教育係

TEL: 0241-82-5320 / FAX: 0241-82-2337



©Tadami